

最上消費生活センターニュース 11月号

令和3年11月1日発行

お試しのつもりが定期購入に ～契約内容はよく確認しましょう～

通信販売での健康食品、化粧品等の「定期購入」トラブルが10代から20代の若者にも増えています。新型コロナウイルス感染拡大後、通信販売でのトラブルについての相談が全国の消費生活センターに多く寄せられています。

【事例1】

動画投稿サイトで「実質無料、送料のみ500円」という広告を見て脱毛クリームを注文した。商品が届き、同封されていた書類を確認すると、5回分の購入が条件となっている定期購入だということが分かった。

支払い総額は2万5千円と高額になる。高校生の私には簡単には払えない。



【事例2】

「解約縛りなし」のはずが、電話をすると解約の申請期間外だと断られた。

【事例3】

解約しようと電話をしても、なかなかつながらず解約できない。

【アドバイス】

○通信販売にはクーリング・オフ制度が適用されません。解約・返品は事業者が定める「返品特約」に従うことになります。

○低価格を強調する広告は、注文前に契約内容をしっかり確認しましょう。

○商品の受け取り・支払いが済むまで、注文や問い合わせの記録はスクリーンショットなどで保存しておきましょう。

○未成年者の契約は取消しができる場合があります。

令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられるので注意しましょう。

○困ったときは、消費生活センターに相談してください。

土曜日・日曜日は消費者ホットライン「188」におかけください。



「お金が戻ってきます」「携帯電話を持ってATMへ」 …という電話は詐欺です **還付金詐欺**

高齢者に対して自治体職員等を装い、「還付金がある」と振込を誘導する、いわゆる「還付金詐欺」の電話が県内で多く発生しています。

手口の特徴

- 市役所などの公的機関の職員になります。
- 手続きの期間が迫っている（または過ぎている）などと言って手続きを急がせる。
- ATMでは自分の口座に振り込まれる手続きをしているように錯覚させ、相手に振り込みさせる。
- 振り込んだ金銭はすぐに引き出され、一度振り込みの手続きをすると複数回振り込みをさせようとする。



アドバイス

- ◎ 電話で「お金が返ってくるのでATMへ行くように」と言われたら、それは還付金詐欺です。相手にせず、すぐ電話を切るようにしましょう。
- ◎ 還付金に心当たりがある場合でも、うのみにせず役所の担当部署に電話をして確認してください。
- ◎ 「お金が返ってくる」など還付金詐欺に関する電話があった場合は、すぐに消費生活センターや警察に相談してください。

「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。費用は無料ですので、ぜひご利用ください。

※お申込みはホームページから依頼書をFAXするか、まずお電話でお問い合わせを。



11月・12月の無料法律相談会

11月 9日(火) 13:30～15:30

12月 7日(火) 13:30～15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを無料で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は事前にお電話でご予約を。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

消費者ホットライン188で最寄りの消費生活センターにつながります。